第4回準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会のご案内

この度、国土交通省北海道運輸局より、当協議会宛に札幌交通圏が特定地域の 指定基準に該当しているため、指定について審議し、希望する場合においては、 令和7年3月19日までに、その旨を報告するよう通知がありました。

つきましては、この案件等についてご審議いただくため、2月28日付で準特 定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を書面にて案内いたしま すので、お知らせします。

なお、書面による本協議会に構成員として希望される方は2月27日までに 事務局まで申し出下さい。

本書面会議においては、特定地域の指定を含む、2件の議案についてご審議、1 件の意見聴取を願います。

記

1. 議題

- ① 設置要綱の一部変更について (会長・事務局長の任期延長) の審議
- ② 特定地域指定についての審議
- ③ 準特定地域におけるタクシー車両の未稼働枠の暫定活用についての意見 聴取

以上

お問合せ先

準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局 一般社団法人 札幌ハイヤー協会

担当 増田・石亀・鎌田

(電話) 011-561-1171